



ひらた行政だより

木造住宅耐震診断者派遣事業のご案内

村では、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震診断を希望される方に対して、耐震診断者を派遣します。本事業では現地調査等を行い、地震に弱い部分や、倒壊する可能性の有無等について診断を行います。住宅の耐震性に不安がある方は、ご相談ください。

●募集期間・募集戸数

募集期間：令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 10 月 30 日（金）
※募集件数に達し次第、受付を終了いたします。

●対象住宅

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 所有者若しくは、賃借者が自ら居住している又は、住宅購入予定者が自ら居住するために購入する一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上であるもの）
- (3) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による木造 3 階建て以下の住宅
- (4) 過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

●申込対象者

- (1) 対象となる住宅の所有者（共有の場合は代表者 1 名）、賃借人、住宅購入予定者
- (2) 平田村の村税を滞納していないこと

●費用について

個人負担額 10,000 円

※その他、耐震診断者に要する費用は村が負担します。

●申込方法

次の書類をご用意いただき、役場産業建設課までご提出ください。

- ・ 平田村木造住宅耐震診断者派遣申込書（産業建設課にございます）
- ・ 位置案内図（住宅地図等）
- ・ 建物平面図（※建築当時の平面図がある場合）
- ・ 建築時期・所有者がわかるもの（建築確認通知書・登記事項証明書、又は固定資産税課税証明書の写し）
- ・ 建物の全景写真（2～3 枚）
- ・ 納税証明書
- ・ 賃借契約書（※賃借人のみ）

問い合わせ先：平田村役場 産業建設課 ☎0247-55-3116

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

平田村高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

村では、聴力機能の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、コミュニケーションの手段を確保し、積極的な社会参加を支援し認知症の予防等を図るため、補聴器の購入に要する一部費用を助成します。

●対象者

- ①満65歳以上の方
- ②平田村に住所があり、現に居住している方
- ③聴力レベルが両耳とも40デシベル以上70デシベル未満、又は、片耳70デシベル以上で他方の耳が70デシベル未満の方
- ④聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ⑤医師により補聴器の必要性を認められ、医師の意見書を徴することができる方
- ⑥村税の滞納がない方

●助成金額

補聴器の購入に要した費用に対して、25,000円を上限とします。

●助成金交付手続きの流れ

- ①事前相談
役場健康福祉課で相談、申請書等を受領
- ②医療機関受診
耳鼻科を受診し、医師の意見書を作成依頼
- ③見積書の受領
購入店で購入予定の補聴器の見積書（金額・品目及び型番がわかるもの）を受領
- ④申請書類の提出
役場健康福祉課に申請書等を提出
申請書（第1号様式）
医師の意見書（第2号様式）
購入予定補聴器の見積書
- ⑤助成金の支給決定
健康福祉課から助成金支給決定通知書（第3号様式）を郵送
- ⑥補聴器の購入
- ⑦助成金請求書類の提出
役場健康福祉課に請求書を提出
請求書（第4号様式）
購入した補聴器の領収書
- ⑧助成金の振込

●注意事項

- ・申請前や交付決定前に購入した補聴器は対象になりません。
- ・助成を受けられるのは一人につき一回限りです。
- ・集音器は対象になりません。
- ・医療機関の診察料・文書料・補聴器の修理代は対象になりません。